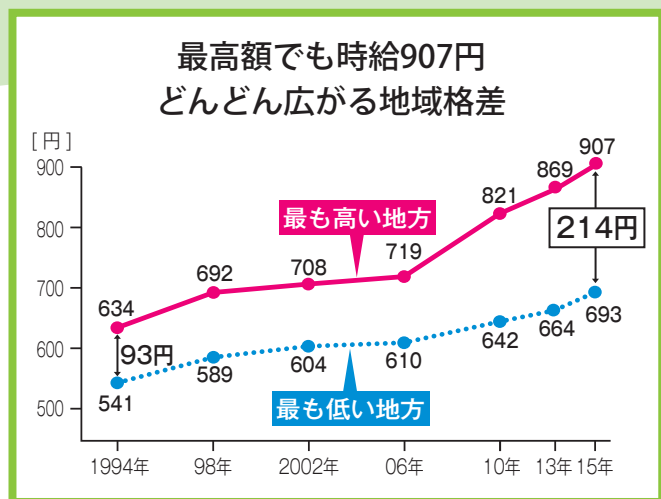
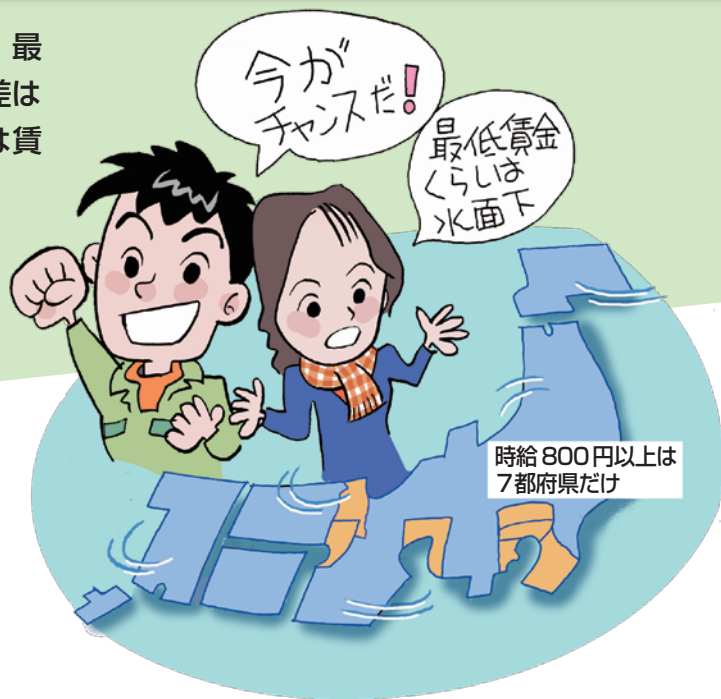


格差が地域を疲弊させる原因に

実現しよう！全国一律最低賃金制度

日本の最低賃金は、最高額の東京都で時給907円、最低額の4県は693円で、214円も格差があり、その差は広がり続けています。同じ仕事をするなら、労働者は賃金の高い都市部に仕事を求めます。

若い人を中心に、人口は都市部に集中し、地方・地域は過疎化・高齢化がすすみ、経済はますます疲弊していきます。

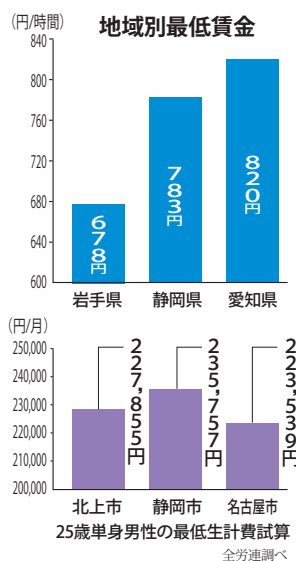


生計費は全国どこでも変わらない
最低賃金法の改正を求めます!

非正規雇用労働者が、全就業者の約4割となり、さらに増え続けています。人間らしいくらしができない低賃金労働者の増加が、経済の停滞と少子化を加速させています。

「地方はモノが安い」という思い込みがありますが、大型店の進出、流通の発展などで、人間らしい最低限の生計費は、全国どこでもほぼ同じであることが、全労連の調査で明らかになりました。

地域別最低賃金を定めた最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することが地方・地域の活性化のカギです。



生計費は同水準、最低賃金は大きな格差が

生計費原則と矛盾する 支払能力規定の削除を

最低賃金法では、最低賃金の決定基準を「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の支払能力を考慮」としてしています。この「支払能力」として、都道府県ごとの「1就業者当たり年間販売額」「1就業者当たり年間事業収入額」などが判断要素となり、生計費原則を無視した低額の最低賃金の根拠に使われ、地域間格差を固定・拡大する元凶になっています。

最低賃金は、憲法25条の“生存権”を保障するための制度であり、大企業の有無などに影響される指標で判断するのは趣旨が違います。私たち労働組合は、最低賃金法から“支払能力”を削除するように求めています。



全労連・国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620
http://www.zenroren.gr.jp

全国一律最低賃金制度の実現を求める請願署名

年 月 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

● 請願趣旨 ●

2010年6月、雇用戦略対話において「2020年までの目標」として「できる限り早期に全国最低800円を確保し、全国平均1,000円をめざす」ことが、政労使で合意されました。しかし2015年の最低賃金の改定で、その「全国最低」とされた800円を超えたのは7都府県であり、目標とする全国加重平均の1,000円は798円の到達で200円を超える差があり、時給600円台の地方が16県も残っています。

実際、多くの非正規労働者が人間らしい生活ができない低賃金に置かれているだけでなく、地域間格差も年々拡大し、時間額で214円にまで広がり、低賃金にランク付けされた地域の疲弊を招いています。

地域からの労働者の流出に歯止めをかけ、公正取引ルールを確立するためには、金額の抜本的な引き上げと全国一律最低賃金制度の創設が必要という声が広がっており、現行法での地域別最低賃金制度の制度的限界が指摘されています。

最低賃金法第9条には「最低賃金の原則」として、労働者の生計費や賃金に加えて、海外ではほとんど例のない「通常の事業の支払能力」が併記されています。そのため、都道府県ごとの「1就業者あたり年間販売額」「1就業者あたりの年間事業収入額」などの企業活動の大小も判断要素とされ、「労働者の生計費」を無視したような低額の最低賃金と地域間の賃金格差が固定・拡大されています。

中小零細企業、非正規雇用労働者の賃金を底上げして、労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるには、中小企業支援の拡充と全国一律最低賃金制度を確立するための最低賃金法の改正が必要です。

以上の趣旨から、以下のとおり、最低賃金法の改正と政策の実施を求めます。

● 請願項目 ●

1. 労働者の生計費原則に基づいた「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 最低賃金法の「最低賃金の原則」から「支払能力」に関する規定は削除すること。また、最低賃金は、時給額表示だけでなく日額・月額も表示すること。
3. 2010年6月の雇用戦略対話に基づく政労使合意を、2020年までに確実に実行し、時間額1,000円以上を早急に実現すること。

氏 名	住 所

※ この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報を利用されることはありません。